

所得区分		後期高齢者医療制度+介護保険 の自己負担限度額（年額）
現役並み所得	Ⅲ	2 1 2 万円
	Ⅱ	1 4 1 万円
	Ⅰ	6 7 万円
一般		5 6 万円
低所得Ⅱ		3 1 万円
低所得Ⅰ		1 9 万円

- 現役並み所得Ⅲ 住民税課税所得 6 9 0 万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の方
- 現役並み所得Ⅱ 住民税課税所得 3 8 0 万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の方
- 現役並み所得Ⅰ 住民税課税所得 1 4 5 万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の方
- 一般 現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、低所得Ⅱ・Ⅰ以外の人
- 低所得Ⅱ 世帯員全員が住民税非課税である方
- 低所得Ⅰ 世帯員全員が住民税非課税であって、かつ各所得（公的年金控除等控除額は 8 0 万円として計算）が 0 円の方